

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その使用用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和2年度四国中央市一般会計決算における社会保障施策関係経費への充当状況については、次のとおりです。

1. 地方消費税交付金決算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円 1,925,270	千円 946,932	千円 978,338

2. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費

充当先		令和2年度決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	左記のうち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉費	社会福祉総務費	千円 1,178,795	千円 387,778	千円 6,815	千円 784,202	千円 140,000
老人福祉費	介護保険費	1,697,429	106,094	0	1,591,335	140,000
	後期高齢者医療費	1,469,966	211,512	101	1,258,353	110,000
児童福祉費	児童福祉総務費	2,159,014	1,178,438	122,043	858,533	228,338
	保育所費	887,177	15,835	54,376	816,966	260,000
生活保護費	扶助費	1,117,531	965,162	7,911	144,458	100,000
合計		8,509,912	2,864,819	191,246	5,453,847	978,338